

年金業務・組織再生会議（第6回）議事要旨

1 日時 平成19年10月16日（火）10:00～12:00

2 場所 総理官邸4階大会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岩瀬達哉、大山永昭、岸井成格、小嶋典明、斎藤聖美、野村修也、八田達夫、
本田勝彦

（政府）

山本明彦内閣府副大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、福井良次行政改革推進本部
事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、加瀬徳幸行政改革推進本部事
務局参事官、長田浩志行政改革推進本部事務局企画官

4 議事次第

開会

社会保険庁からのヒアリング

坂野泰治社会保険庁長官、吉岡荘太郎社会保険庁総務部長、石井博史社会保険
庁運営部長、植田堅一社会保険業務センター副所長

自由討議

閉会

5 議事の経過

冒頭、座長から、今回の会議より、総務省の年金記録問題検証委員会の委員で
ある野村修也氏が当会議の委員として加わることの紹介があった。

続いて、前回会議での合意のとおり、今回から、「業務の委託の推進についての
基本的な事項」の議論を行うに際して、会議自体は、当面、ヒアリングを中心と
する間は公開とし、公開方法として、会議の様態をインターネットで中継するこ
との紹介があった。

業務委託の議論に関して、当面の社会保険庁ヒアリングの進め方について、事
務局から説明があった。

日本年金機構法の概要、社会保険庁の業務の概要等について、社会保険庁から
説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 日本年金機構の組織について、社会保険庁として具体的なイメージは持って
いるのか、また、これまでの有識者会議の意見を反映させたものになっている
のかとの質問に対して、組織について具体的なイメージは固まっていない、有

識者会議の意見のポイントは基本的に反映させているとの回答がされた。

- ・ 日本年金機構法第31条に基づいて、業務を無制限に委託できるものではないとの説明があったが、具体的な業務委託の範囲をどう考えているのかとの質問に対して、これからの議論で決定されるものであるが、機構の設立の趣旨などを考慮していただく必要はあると考えているとの回答がされた。
- ・ 常勤、非常勤の職務の関係について、常勤職員が非常勤職員を指導するという関係にあるのかとの質問に対して、常勤職員は、法律に基づく判断・決定などの業務を担当し、非常勤職員は、補助的な業務を担当している、また、国民年金推進員などは、常時職員の指導のもとで業務を行っている訳ではないとの回答がされた。
- ・ 新組織では、公務員の給与に準ずるのか、それともインセンティブとして、効率化を図れば給料を上げるようなことができるのか、また、効率化努力が報われるよう財務省などとも交渉すべきではないかとの質問に対して、給与制度は設立委員会で検討されることになるが、交付金という仕組みの下での制約はあると考えられるとの回答がされた。
- ・ 市場化テストを行った厚生年金の未適用事業所把握・加入推奨業務について、その結果はどうだったのかとの質問に対して、細かい点ではいろいろと課題はあるが、総じてよい結果が出ているとの回答がされた。
- ・ 社会保険庁のホームページから年金個人情報提供サービスのIDを入手しようとしたところ、ユーザーフレンドリーなシステムになっていないのではないかと感じたとの意見が出された。
- ・ 10月4日に当会議で公表した中間整理について、全国健康保険協会の採用基準への活用も含めて、坂野長官はどのように受け止めているのかとの質問に対して、設立委員に示し、取り込むようお願いしているとの回答がされた。
- ・ 社会保険庁改革を成功裏に導くためには、社会保険庁自らが日本年金機構をどのような組織にしたいのか積極的に検討し、組織、人員規模、合理化案なども含め、社会保険庁としての改革案の全体像を示すべきではないかとの意見に対し、検討すべき課題も多くあるので、直ちにという訳にはいかないが、この会議に示せるようにしたいとの回答がされた。

次回開催は10月26日(金)10時からとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>